

2019年10月29日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

A. 保険料段階が第1段階から第3段階までの被保険者のうち、要件に該当する方について独自減免を実施しています。〔広域連合〕(福祉課高齢者支援室)

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

A. 介護保険制度で定める軽減制度の実施などにより、低所得者の利用者負担軽減に取り組んでいます。〔広域連合〕（福祉課高齢者支援室）

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

A. 介護保険利用相談窓口となる、広域連合新城窓口においては、介護保険事業に詳しい職員により、市民の方に分かりやすい説明に心がけ、申請に係る手続き等の対応を行っております。（福祉課高齢者支援室）

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

A. 居宅介護サービス計画において、介護保険制度で定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置付けた場合に、届出を求め、内容の検証をすることとしていますが、一律に回数を制限するものではありません。〔広域連合〕（福祉課高齢者支援室）

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

A. 介護施設等につきましては、サービスの需給などを検討し策定した介護保険事業計画に基づき計画的に整備します。〔広域連合〕（福祉課高齢者支援室）

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的にいき、入所希望者に対して適用してください。

A. ホームページに入所指針や様式を掲載し、意見照会があったものについて適切に対応しています。〔広域連合〕（福祉課高齢者支援室）

★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

A. 利用者の状態と多様な生活支援サービスの内容とを総合的に考慮して、現行相当サービスが必要な方へは当該サービスを提供しており、当該サービスにおいては期間を区切ることはありません。〔広域連合〕（福祉課高齢者支援室）

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

A. 総合事業は、事業費の上限管理がされておりますが、上限を超過した場合においても必要なサービスが提供できるよう、一般財源及び第1号保険料を財源として、事業

費が確保できる体制を整えています。〔広域連合〕（福祉課高齢者支援室）

(5) 高齢者福祉施策の充実について

① サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

A. 高齢者の集う場等の事業は、地域における住民主体の貴重な活動として、事業に必要な活動費を助成しています。また、実施団体増加に伴う事業費確保もできています。（福祉課高齢者支援室）

② 多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

A. 身近な通いの場所や個々の生活状況に合わせて気軽に参加できる介護予防教室など、一人でも多くの高齢者が参加できるよう今後も介護予防活動の充実に努めます。（福祉課高齢者支援室）

③ 住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

A. 現時点で、受領委任払い制度の実施は、予定しておりません。
〔広域連合〕（福祉課高齢者支援室）

★(6) 介護人材確保について

① 介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

A. 介護職員初任者研修の受講支援及び就労加算事業やICT機器導入支援事業などの取り組みにより、介護人材の確保支援に努めているところです。
〔広域連合〕（福祉課高齢者支援室）

② 介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

A. 現時点で、広域連合としての介護職員処遇改善の施策は、予定しておりません。
〔広域連合〕（福祉課高齢者支援室）

③ 利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

A. 現時点で、広域連合としての1人夜勤の禁止は予定しておりません。人員配置については介護保険法に基づき適切に行うよう、指導しております。
〔広域連合〕（福祉課高齢者支援室）

★(7) 障害者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

A. 障害者控除の対象につきましては、所得税法及び地方税法においてその対象が定められており、個別に判断を必要とするところもあるため、従来どおりの取扱いを考えています。（福祉課高齢者支援室）

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

A. 要介護1以上の認定を受けた方で障害者控除に該当すると思われる方には個別にご案内し、認定を望む方が控除を受けられるように、市のホームページなどで周知を図っております。(福祉課高齢者支援室)

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

A. 平成30年度に、被保険者の負担軽減のため、医療分所得割を除いて税率の引き下げを行い、令和元年度においては、その税率を維持しています。一般会計からの繰入金については、決算補填等を目的とした繰入金額の増額は考えていません。(保険医療課)

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

A. 一部年齢層を応益割の賦課対象から除外することは考えていません。(保険医療課)

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

A. 収入減を理由とした減免措置の基準を拡大する予定は、現時点ではありません。(保険医療課)

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

A. 資格証明書の発行は行っていません。(保険医療課)

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

A. 生活実態を把握したうえで、保険税の徴収を実施しています。納付相談等の結果、やむを得ず短期保険証の発行や差押えの実施に至る場合もありますが、税負担の公平性を保つ観点から必要な措置だと考えており、法令を遵守し行っております。(保険医療課)

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

A. 国の基準の1.3倍以下の世帯を対象とした一部負担金減免制度を実施しています。制度の趣旨に添い適切に運用されるように、周知を図っていきたいと考えています。(保険医療課)

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてくださ

い。

A. 高額療養費の支給申請簡素化については、一部負担金未払いや滞納世帯との接触機会の減少などクリアすべき点があり、現在、実施に向けた検討を進めています。(保険医療課)

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

A. 本市においては、差押え禁止財産である児童手当等については、それが預金債権となった場合においても差押処分は行っておりません。

個別の納税相談を行う中で滞納者の実情把握に努め、必要に応じ分納の相談も行ってまいります。減免、猶予等についても対応を行ってまいります。(税務課)

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

A. 生活保護法の原理・原則に則って生活困窮者と面接し、面接の結果、他法・他施策による救済が見込めないものについては、適切に保護の申請指導を行っています。また、生活保護法に基づく調査については、速やかに行い、保護決定の迅速化を行っているとともに、現に手持ち金の無い者については、社会福祉協議会と連携して、融資制度を紹介しています。(福祉課福祉係)

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

A. 本市では社会福祉法の現業員標準定数である3人の正職員を配置しています。個々のスキルアップ研修にも随時参加させています。(福祉課福祉係)

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

A. ミスによる過誤払が発生しないよう細心の注意を払いながら事務を行っています。返還金が生じる生活保護利用者には、生活状況を聞き取りながら、利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分配慮して、返還の指導をしています。(福祉課福祉係)

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

A. 生活保護法に基づき適切に調査を行っています。(福祉課福祉係)

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

A. 2018年6月の厚労省通知に基づき適切に措置を行っています。(福祉課福祉係)

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

A.福祉医療制度につきましては、助成内容を縮小する予定は現時点ではありません。(保険医療課)

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

A.子ども医療費助成につきましては、現在、中学校卒業まで、通院・入院とも保険診療分の現物給付(窓口無料)を実施しております。それ以上に拡充する予定は現時点ではありません。(保険医療課)

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

A.精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者につきましては、すべての疾病に対し、通院・入院ともに保険診療分の現物給付(窓口無料)を実施しております。精神障害者保健福祉手帳3級所持者につきましては、精神疾患での入院医療費自己負担分の2分の1を助成(償還払い)しております。

また、自立支援医療受給者証の交付を受けた方が、精神通院医療を受ける場合の自己負担分について、現物給付(窓口無料)を実施しております。(保険医療課)

④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

A.妊産婦への医療費の助成制度については現時点では考えていませんが、県内の状況を確認しながら検討していきます。(健康課)

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

① 愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

A.本市では、平成29年3月に子どもの貧困対策計画である「新城市こどもの未来応援事業計画」を策定しました。計画策定に向けて「新城市子ども・子育て世帯生活実態調査」を実施し、国の定義に基づき子どもの貧困線及び貧困率を算出しました。貧困率は6.3%です。また、市独自の定義として相対的貧困域に陥るリスクが高いと推測される領域を設定しました。(こども未来課)

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

A.新城市こどもの未来応援事業計画において「保護者の生活支援」として、生活困窮者自立支援制度を活用した家計相談支援を広める予定です。(こども未来課)

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

A. 近隣市の状況や、これまでの世帯構成に対する所得金額などを考慮し、平成28年度から基準額を1.3倍以下として、あわせて給食費の補助割合を改正し、実費の8割支給から10割支給へと支援の充実を図っています。申請については、これまでと同様随時受付を行っています。なお、新入学生児童生徒学用品費については、平成30年度新入学生児童生徒から入学前に支給しています。(教育総務課)

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

A. 「新城市こどもの未来応援事業計画」の今後の取り組みの中に、生活困窮層だけでなく幅広い子どもへの食事の提供、食事づくりのお手伝いを通じ、生活習慣の習得と集団生活の経験ができる子どもの居場所づくり、学習支援や不登校対策があわせてできる多機能型の「こども食堂」の開設を進めています。(こども未来課)

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

A. 給食費の無償化につきましては、その必要性、意義、課題などを含めて整理し、検討していきます。(教育総務課)

(3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

A. 平成24年7月策定の「新城市立保育園の建替え整備・再配置等に関する指針」を見直し、老朽化した施設について計画的に整備を行っていきます。保育士養成校へ出向き新卒者対象に就職ガイダンスを行ったり、広報やハローワークで臨時保育士職員を随時募集しています。(こども未来課)

②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ上げるための独自の支援を実施してください。

A. 毎年、認可外保育施設に対しては、運営状況報告書を提出していただき、確認を行っています。認可外保育施設の運営に際し、市がサポートを行う体制を引き続き行っています。(こども未来課)

③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることはないよう減免制度を実施・拡充してください。

A. 副食費の独自減免(補助事業)を実施できるよう9月議会に上程しております。(こども未来課)

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機

能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

A. 社会資源の拡充については、新都市における地域の課題として、新都市地域自立支援協議会で取り上げられております。引き続き、地域課題の抽出、蓄積及び優先順位付けを継続して行うとともに、関係機関の協力を得ながら課題解決に向けた取り組みを進めていきます。（福祉課福祉係）

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

A. 障がいのある方及びご家族等の状況並びに相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づいて、必要と思われる時間を決定しています。（福祉課福祉係）

③移動支援（地域生活支援事業）を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

A. 通園、通学及び通所に関しては、介護者の事情によりご利用いただける場合もあります。施設入所されている方への適用については、ニーズが出た段階で制度適用の可否等を確認の上、検討を行います。（福祉課福祉係）

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

A. 重度訪問介護において、要件を満たした方についてはすでに利用された実績があります。この他については、ニーズが出た段階で制度適用の可否等を確認の上、検討を行います。（福祉課福祉係）

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

A. 令和元年10月から実施される幼児教育・保育無償化に伴う児童発達支援等のサービス利用料の無償化については現在準備を進めています。（福祉課福祉係）

幼児教育・保育無償化に伴う子育て支援施策の一環として、給食費の一部助成について現在準備を進めています。（こども未来課）

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1) 一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

A. 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスを優先することを基本としますが、一律な取り扱いを行うことなく利用者の具体的な利用意向を踏まえた上で判断いたします。（福祉課福祉係）

2) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

A. 介護保険の利用申請を行わない方に対しては、具体的な利用意向等を伺ったうえで対応します。（福祉課福祉係）

3) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

A. 指定特定相談支援事業所との連携を密にとり、適切な情報提供に努めたいと考えております。（福祉課福祉係）

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

A. 基準設定及び報酬単価の改善については、全国的な課題とされますので、全国市長会を通して地方共通の意見として集約し、県及び国に要望していくことが望ましいと考えます。なお、愛知県は、共同生活援助の経営安定化等を図るための補助事業を実施しており、当市においても愛知県の事業に基づく補助を行っております。

(福祉課福祉係)

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

A. 報酬単価の引き上げについては、全国的な課題とされますので、全国市長会を通して地方共通の意見として集約し、県及び国に要望していくことが望ましいと考えます。居宅介護職も含めた福祉人材の確保等については、新城市における課題としても位置づけており、課題解決に向けた検討を現在進めています。(福祉課福祉係)

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

A. 助成制度につきましては、国の動向に合わせ優先順位を考えながら検討していきます。(健康課)

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

A. 定期予防接種の一部負担金は当面、現金額で継続していきます。2回目の接種については、効果や有効性の検討が国で続けられているため、その動向を踏まえつつ検討したいと考えます。

(健康課)

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

A. 2回への拡充については現時点では考えていませんが、県内の状況、必要性を確認しながら検討していきます。(健康課)

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

A. 妊産婦歯科健診は妊娠中から産後1年未満を対象に1回の助成を行っています。利用率が低いため利用率向上に向けて、受診券配布時に全員に説明し周知を図っていきます。(健康課)

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

A. 臨時職員ではありますが、常勤に近い体制で歯科衛生士が勤務して各種歯科保健事業に従事しています。(健康課)

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

A. 全国的な課題と思われまますので、全国市長会を通して地方共通の意見として集約し、国に要望していくことが望ましいと考えます。(保険医療課)

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

A. 全国的な課題と思われまますので、全国市長会を通して地方共通の意見として集約し、国に要望していくことが望ましいと考えます。(保険医療課)

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

A. 全国的な課題と思われまますので、全国市長会を通して地方共通の意見として集約し、国に要望していくことが望ましいと考えます。(保険医療課)

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

A. 介護保険での負担割合、処遇改善等については全国的な課題と思われまますので、全国市長会を通して地方共通の意見として集約し、県及び国に要望していくことが望ましいと考えます。(福祉課高齢者支援室)

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

A. 現在国において検討中であり、全国的な課題と思われまますので、全国市長会を通して地方共通の意見として集約し、国に要望していくことが望ましいと考えます。(保険医療課)

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点等を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

A. 地域生活支援拠点等については、平成29年度末に圏域単位で設置済みとしておりますが、関係自治体、関係機関等と連携を図りながら、機能の充実強化を図っていきたいと考えております。

報酬単価の引き上げについては、全国的な課題と思われまますので、全国市長会を通して地方共通の意見として集約し、県及び国に要望していくことが望ましいと考えます。(福祉課福祉係)

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

A. 全国的な課題と思われまますので、全国市長会を通して地方共通の意見として集約し、国に要望していくことが望ましいと考えます。(保険医療課)

②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。

A. 全国的な課題とされますので、全国市長会を通して地方共通の意見として集約し、国に要望していくことが望ましいと考えます。(保険医療課)

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

A. 全国的な課題とされますので、全国市長会を通して地方共通の意見として集約し、国に要望していくことが望ましいと考えます。(保険医療課)

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

A. 全国的な課題とされますので、全国市長会を通して地方共通の意見として集約し、国に要望していくことが望ましいと考えます。(保険医療課)

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

A. 現在は考えておりませんが、必要に応じ検討したいと考えています。
(保険医療課)

以上